

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日と
する)

目次

◇規則 職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

◇告示 昭和四十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度

土地の用途廃止

都市計画事業の認可

◇選管告示 鳥取県議会議員選挙における当選の効力に関する異議申出についての決定の要旨

規則

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「河川監視員」の下に「砂利採取監視員」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百八十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度	単位区域名
	市郡名	町村名		
水源かん養保安林	八頭郡	河原町及び郡家町を 除く地域	一六九一・六三	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	若 桜	五・三二	若 桜
林	八頭郡	智 頭	三・三六	智 頭
"	八頭郡	船 岡	〇・四八	船 岡
"	八頭郡	用 瀬	二・六〇	用 瀬
"	八頭郡	船 岡	〇・四八	船 岡
干害防備保安林	八頭郡	喜才谷山	〇・一九	喜才谷山

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

鳥取県気高郡気高町大字下坂本七四番地村本一郎から提起された昭和四十六年四月十一日執行の気高郡選挙区における鳥取県議会議員一般選挙の当選の効力に関する異議の申出について、昭和四十六年五月二十六日決定を行なつたので、その要旨を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 異議申出人の住所、氏名及び生年月日

住 所 鳥取県気高郡気高町大字下坂本七四番地

氏 名 村本一郎

生年月日 昭和二年八月七日

二 異議申出の件名

昭和四十六年四月十一日執行の気高郡選挙区における鳥取県議会議員

一般選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出

三 決定の主旨

この異議の申出は、棄却する。

四 異議の申出の要旨

1 本件選挙の当選の効力に関し、窪田多喜雄の当選を取り消し、塩新一を当選人とする旨の決定を求める。

2 その理由を要約すると次のとおりである。

気高町開票区においては「久保田」とのみ記載した投票五票が窪田多喜雄の有効票とされている。青谷町開票区においては「久保田」とのみ記載した投票約一票、「久田」（久と田との間に一字脱字があるか、全然字になつていないか、または判読し難いことが書いてある。）とのみ記載した投票二五票、「ノボタ」と記載した投票一票および「クタ」（クとタとの間に不分明のことが書いてある。）とのみ記載した投票二四票が窪田多喜雄の有効票とされている。鹿野町開票区においては「久保田」とのみ記載した投票五票が窪田多喜雄の有効票とされている。

「久保田」「久田」と記載された投票は、漢字は単なる発音文字ではなくして、これを書く人は文字の意味形態字形を意識しているといわなければならないから、その発音が「窪田」と同音であるとしても、ただちに「窪田」を意味するものと断することは失当である。「久田」はなおさら「窪田」を指したものと受けとれない。また、かな文字であつても「ノボタ」「クタ」は「窪田」とされる理由はない。

また投票記載台の壁面に投票人の見易いように各候補者の氏名が明記してあることを思えば「窪田」を「久保田」と誤記するようなことは通常では考えられないことであつて、これは意識して「久保田」と書いたものであり「窪田」に投票したものと断定できない。まして、鹿野町開票区内に「久保田」という人が実在し何十年來飲食店を営業していて当地方でかなり広く知られておる事実もある。

以上の理由により窪田多喜雄の得票のうち前記の「久保田」「久田」「ノボタ」「クタ」と記載された投票七一票はいずれも無効であるか

ら同人の得票四、六六五票からこれを差し引けば、同人の有効票は四、五九四票に減じ、次点者塩新一の得票数四、六五一票よりも五七票少ないこととなつて塩新一が当選人となり、窪田多喜雄は落選者であつたこととなるので、気高郡選挙区的全投票を再開票し、正確な投票の効力を判定されたい。

五 決定の理由

- 1 異議申出人の主張する事実を確認するため、昭和四十六年五月十一日鳥取市東町一丁目三百五番地鳥取県自治会館において本件選挙における全投票を開ひし、慎重に審査したところ「久保田」とのみ記載された投票が気高町開票区において六票、鹿野町開票区において八票、青谷町開票区において二七票、計四一票、また「久保多」とのみ記載された投票が青谷町開票区において一票、それぞれ窪田多喜雄の有効投票中に存在する事実が確認された。さらに青谷町開票区において「くた」と記載された投票が窪田多喜雄の有効投票中に一票存在する事実が確認されたが、他に異議申出人の主張する「久田」「ノボタ」「クタ」と記載された投票が存在する事実は確認できなかった。
- 2 およそ、投票の効力の判定にあつては、候補者の氏名が正確に記載されていないからといつて直ちにこれを無効投票とすべきではなく、立候補制度をとる現行法のもとにおいては、明白に無効投票に該当するものを除いては選挙人は何れかの候補者に投票したものと推測し、選挙人の意志を最大限に尊重して有効投票として決定すべきであり、それが公職選挙法第六十七条に規定されている投票の効力の判定における基本理念であると解する。

3 したがつて、投票に現われた氏名の記載が正確を欠き、文字の不鮮

明、誤字、脱字、あて字、文字の転倒などがあつても、それが候補者の氏名または氏もしくは名に近似しており他にこれに類似する氏名または氏もしくは名を有する候補者がないときは、その候補者に対する投票と認定するのが相当である。

- 4 このような見解にもとづいて「久保田」「久保多」「くた」と記載された投票の効力について判断すると「久保田」「久保多」はいずれもその発音において本件選挙の候補者窪田多喜雄の氏に一致しており「くた」は本件選挙の候補者中「く」「た」の二字を氏または名に持つ者は窪田多喜雄以外になく、他に「久保田」「久保多」「くた」に類似する氏もしくは名を有する候補者はいないので、これらの投票は候補者窪田多喜雄の有効投票と解する。

5 なお、異議申出人は、投票記載台に候補者の氏名が掲示されている以上投票人が「窪田」を「久保田」と誤記することは通常では考えられず、したがつてこれは意識して「久保田」と書いたものであり、候補者窪田多喜雄に投票したのではないと主張するけれども、投票記載台に候補者氏名一覧表が掲示されていることだけでは、投票者が候補者の氏名の記憶が不十分なときは当該候補者氏名一覧表について候補者の氏名を確かめたくて投票を記載したものと一般的に推定すべき根拠にとほしいから「久保田」と記載された投票を「窪田」の誤記と認める余地がないものとすることはできない。

6 また異議申出人は、現に鹿野町開票区内に久保田という人が実在して何十年來飲食店を営業していて、当地方ではかなり広く知られておるといふ事実があると主張するけれども「久保田」と記載された投票は、たとえ鹿野町開票区内に久保田という者が実在しているにしても、

7 同人の氏名が完全に記載されたものでもなく、同人が本件選挙に立候補したものでないのに、候補者窪田多喜雄以外の特定の者の氏名を記載したものと断定することはできない。
7 以上のとおりであるので、異議申出人の申出は認めることができない。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】